

商標委員会第1小委員会

本年度ミッション 21世紀の商標制度のあるべき姿に関する研究を行いつつ、
(1)法改正の動きに対応した、各種委員会への参画・意見表明 及び
(2)会員向けの情報発信を行う。

(1)法改正対応： 産業構造審議会等への委員派遣・意見表明

【本年度の活動】

- 委員派遣し、意見表明を行う。
「産業構造審議会・商標制度小委員会」
 - ・小売業等のサービスマークとしての保護
 - ・権利侵害行為への「輸出」の追加
 - ・コンセント制度の導入について
 - ・異議待ち審査制度反対意見発信 等
- 「プロバイダー責任制限法商標ガイドラインWG」
 - ・ガイドラインの内容検討
- 庁との意見交換会の実施

意見表明等の詳細は、庁HPの資料室にあります！



(2)商標法改正に関する会員への情報発信：

本年度は「地域団体商標の導入」に際して13のQ&Aを作成・発信

Q1 <出願人と地域名称との関係>

(一例)

広範囲な地域の名称である「みちのく」を含む商標を、例えば岩手県内の組合が出願した場合、地域団体商標の登録を受けることは可能ですか。

答) 可能と考えられます。出願人の所在地と商標中の地域の名称との間に密接な関連性があるかという観点から審査が行われます。岩手県と「みちのく」との地理的範囲は同一ではありませんが、…(以下略)

その他のQご紹介： 保護を受けられる商標は？ 「〇〇産の××」の形態からなる商標の保護は？ 同一の地名が複数存在する場合は？ 出願時に必要な書類は？…

詳細は、日本知的財産協会HP内の**専門委員会成果物**コーナー内にて

<http://www.jipa.or.jp/>

商標法の一部改正 —地域団体商標の導入—

知財協会会員は専門委員会活動成果物をネットでご覧になれます！

商標委員会第2小委員会

本年度ミッション 企業価値の向上等、企業活動に資するブランドの開発・育成に対する商標部門の貢献のあり方について調査・検討し、意見発信を行う。

(1) コーポレートブランド

理想的なコーポレートブランドの維持管理に関して、商標部門の関わり方を、主に権利化面、使用面から調査・検討を進めています。

(2) プロダクトブランド

ネーミング～商標出願～更新の各場面での商標部門の関わり方と、その際の考慮すべきポイントについて、調査・検討を進めています。



●3月度の東西部会で、中間報告を行います！ぜひご聴講ください！！

(3月22日東京、23日大阪)

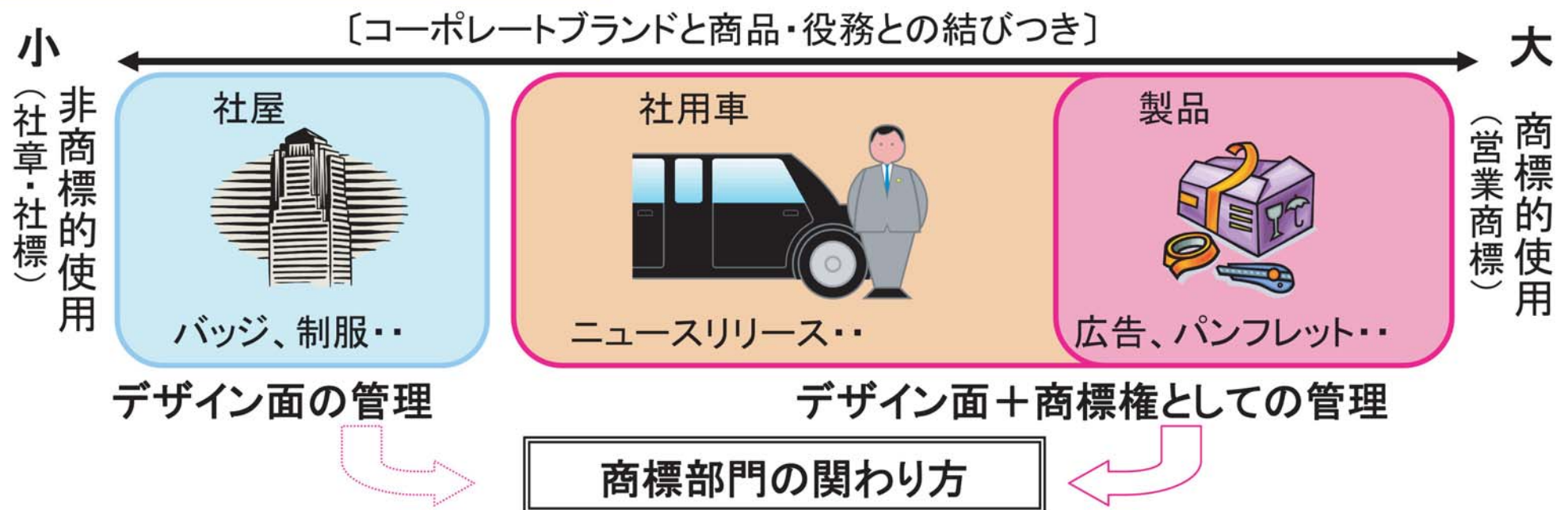
●来年度末には検討結果を資料にまとめて発表したいと考えています。

『商標トピックス』(会員向け)

外国法制の制定・改廃を中心に情報収集し、定期的にJIPAホームページに掲載していますので、ぜひご利用ください！(「専門委員会成果物」コーナー内)

(1) コーポレートブランド検討例

＜使用場面に応じた管理アプローチ＞



(2) プロダクトブランド検討例

＜ネーミング、調査等の各場面での考慮すべきポイント＞

場面	考慮すべきポイントの例	場面	考慮すべきポイントの例
ネーミング	●そもそも新ブランドを附する必要があるか (一般名称＋型番でOK?)	渉外/交渉	●交渉先は使用しているか (使用中の商標は許諾してもらえない可能性が大)
商標調査	●そもそも商標の使用に該当するか (単なる普通名称、機能名称ではないか?)	表示 (®等)	●虚偽表示になっていないか (未登録の商標に®を附していないか?)
⋮	⋮	⋮	⋮